

印修令7第2号

富里分岐地点空気弁室緊急修繕工事に伴う本復旧工事

特記仕様書

令和7年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

## 目 次

### 第1章 総則

1. 適用範囲	1
2. 仕様の優先順序	1
3. 法令等の遵守	1
4. 一般事項	2
5. 提出書類	2
6. 工事の下請負	3
7. 施工体制台帳	4
8. 建設副産物	4

### 第2章 施工一般

1. 施工計画書の提出	5
2. 公害防止	5
3. 道路の保守	5
4. 事故防止	5
5. 工事関係書類の整備	5
6. 工事現場発生品	5
7. 工事写真	6
8. 工事現場管理	6
9. 材料	6

### 第3章 富里分岐地点空気弁室緊急修繕工事に伴う本復旧工事

1. 工事概要	7
2. 工事場所	7
3. 本工事使用材料	7
4. 工事内容	7
5. 配管技能者	8

### 第4章 安全対策

1. 安全・訓練等の実施	9
2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成	9
3. 安全・訓練等の実施状況報告	9

建設副産物特記仕様書 ······ 10

施工条件の明示 ······ 11

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本特記仕様書は、次の工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

- (1) 工事番号 印修令7第2号
- (2) 工事名 富里分岐地点空気弁室緊急修繕工事に伴う本復旧工事
- (3) 工事場所 富里市七栄651番地先
- (4) 工事期限 契約日の翌日から令和8年3月18日限り

### 2 仕様の優先順序

仕様の優先順序は、以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
- (3) 水道工事標準仕様書【土木工事編】(日本水道協会)
- (4) 水道工事標準仕様書【設備工事編】(日本水道協会)
- (5) 各種標準仕様書
- (6) その他公的な仕様書

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

### 3 法令等の遵守

受注者は工事の施工及び機器の製作・据付けにあたって、次に掲げる法律・令等を遵守すること。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ○建設業法             | ○日本産業規格（JIS）      |
| ○道路法              | ○日本農林規格（JAS）      |
| ○道路交通法            | ○日本水道協会規格（JWWA）   |
| ○建築基準法            | ○電機規格調査会標準規格（JEC） |
| ○労働基準法            | ○日本電気工業会標準規格（JEM） |
| ○労働安全衛生法          | ○日本電線工業会標準規格（JCS） |
| ○職業安定法            | ○経済産業省 電機設備技術基準   |
| ○労働者災害補償保険法       | ○日本電気協会内線規定       |
| ○騒音・振動規制法         | ○水質汚濁防止法          |
| ○河川法              | ○条例・規定            |
| ○消防法              | ○水道法              |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |                   |

なお、これら諸法規の運用適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

## 4 一般事項

### (1) 工事施工疑義

仕様書及び図面または仕様書、図面に記載されていない事項並びに工事施工中疑義を生じたときは、遅滞なく監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

### (2) 受注者の費用・負担

受注者は、設計図書（図面・仕様書及び金額を記載しない設計書等）に明示されていないものであっても、工事施工上または、工事目的の維持に欠くことのできない工事に要する費用は負担しなければならない。

### (3) 契約の変更

発注者の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により原設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。

### (4) 損害賠償等

受注者は、工事のため第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。

### (5) 官公署等への諸手続き

受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署への手続きを受注者の責任において、迅速且つ確実に行い、その経過については速やかに監督職員に報告すること。

### (6) 契約不適合責任期間

本工事の契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に基づくものとし、この間の故障もしくは欠陥について受注者は速やかに原因を調査すること。

また、原因が本工事に起因する場合は、交換または修理しなければならない。この場合、費用については受注者の負担とする。その他、当組合の規定による。

## 5 提出書類

受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承認を得ること。

なお、様式については監督職員が指示するものとする。

契約後			
1	工事着手届	契約後 7 日以内	2 部
	主任技術者等選任通知書	契約後 7 日以内	2 部
2	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経験証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
3	工程表	契約後 14 日以内	2 部
	工事保険等の契約書の写し	契約後 30 日以内	2 部
4	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 14 日として契約すること。)		

5	施工計画書	契約後30日以内(原則)	2部
6	建設副産物処理承認申請書	施工計画書に添付	2部
7	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書（C O B R I Sにより作成）	施工計画書に添付	2部
8	下請業者選定通知書	契約後30日以内(原則)	2部
9	施工体制台帳・施工体系図	契約後30日以内(原則)	2部
10	配管技能者経歴書 (経歴書を写真とともに提出。)	契約後30日以内(原則)	1部
工事着手後			
11	工事打合簿	必要のつど	2部
12	材料承諾願	必要のつど	2部
13	材料確認願	必要のつど	2部
14	月間・週間工程表	必要のつど	2部
15	確認・立会願	必要のつど	2部
16	工事履行報告書	必要のつど	2部
17	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	2部
18	工事日報	必要のつど	1部
19	道路使用許可書	必要のつど	1部
工事完成時			
20	工事完成通知書		2部
21	工事目的物引渡し申出書		2部
22	請求書		1部
23	建設副産物処理調書（受入伝票、写真、マニフェスト等写し添付）		2部
24	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、 建設副産物情報交換システム工事登録証明書		2部
25	工事完成報告書（A4版）		2部
26	工事記録写真帳（A4版）		2部
その他			
27	必要に応じて監督職員が指示したもの		

なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領、CAD製図基準」等を準用すること。

## 6 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場

合には、指名停止期間中でないこと。

- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

## 7 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 第1項の受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (3) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

## 8 建設副産物

- (1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取扱いに当たっては、「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (3) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

## 第2章 施工一般

### 1 施工計画書の提出

受注者は工事に先立ち、施工計画書（工事概要・計画工程表・現場組織表・指定機械・主要機械・主要資材・施工方法・施工管理方法・安全管理・緊急時の体制及び対応・交通管理・環境対策・現場作業環境の整備・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法・その他）を提出し承認を受け、これに基づき工事の適正な施工管理を行うこと。

なお、施工計画書作成にあたっては、監督職員と充分打合せを行った後作成すること。

### 2 公害防止

受注者は工事の施工に際し、騒音規制法・振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音・振動・塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう充分注意すること。

### 3 道路の保守

材料運搬その他によって道路を損傷した場合は、受注者の負担で適切な補修をすること。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡しが完了するまでまたはその補償期間内は、受注者が保守の責任を負うこと。

### 4 事故防止

受注者は工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するために必要な措置をすること。

### 5 工事関係書類の整備

受注者は隨時監督職員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を常に整備しておくこと。

### 6 工事現場発生品

受注者は、工事現場において発生した物件について、監督職員の承認のうえ適正に処理しなければならない。

## 7 工事写真

受注者は、施工前、竣工後の状況が対照できるように写真撮影をするとともに工事竣工後外部から明視出来なくなる箇所及び出来形、寸法等が明確に確認できるように撮影し、工事施工順等に整理し、監督職員に提出しなければならない。

## 8 工事現場管理

受注者は、工事現場及び所定の箇所には、「建設業法」その他の関係法令に定める標識板を設置するとともに、「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会）に定める保安施設を設置しなければならない。

## 9 材料

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
- (2) 管及び弁類等の水道材料は、設計図書で特に明示した場合を除き、JWWA規格、JDPA規格及びその他の規格に基づき製造されたもので、日本水道協会の検査に合格したものとする。また、監督職員の指示により、日本水道協会の品質適合証明書を受けた工場から発行される受検証明書を提出しなければならない。
- (3) 仕切弁筐等の水道用資材は、別に定める当組合の仕様により製造されたもので、日本水道協会の検査に合格したものとする。また、監督職員の指示により、日本水道協会検査証明書を提出しなければならない。
- (4) 工事用材料は、使用前に承認図、見本及び品質等の資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、工事に使用する材料について、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添えた材料確認願を提出し、監督職員の検査（確認を含む。）を受けなければならぬ。  
その際、受注者は検査に立ち会うものとする。

### 第3章 富里分岐地点空気弁室緊急修繕工事に伴う本復旧工事

#### 1 工事概要

本工事は、令和7年6月に緊急修繕で対応した空気弁室鉄蓋の舗装面の本復旧を実施することを目的として、下記概要のとおり請負にて施工するものである。

また、空気弁室等の撤去工事を併せて行うものである。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 舗装仮復旧工 | 1式 |
| (2) 舗装本復旧工 | 1式 |

#### 2 工事場所

富里市七栄651番地先

#### 3 本工事使用材料

本工事で使用する材料は次のとおりである。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) φ75 7.5K フランジ蓋         | 1枚 |
| (2) φ75 M16 7.5K 六角ボルト・ナット | 4組 |
| (3) φ75 RF形ガスケット           | 1枚 |

#### 4 工事内容

##### (1) 準備・養生工

現地の状況について、工事が円滑に施工できるように、図面・資料等を参考に十分確認する。

##### (2) 舗装工

###### ① 仮復旧工

- イ 舗装版切断工
- ロ 舗装版取壊し工
- ハ 路盤等掘削積込工

掘削範囲は、国道296号上り線片側2,000mm×2,000mm×1,660mmとする。(原則として土留工を施すこと)

- ニ As塊・路盤廃材処理
- ホ 空気弁室等処分(③参照)
- ヘ 下層路盤工
- ト 上層路盤工
- チ 仮復旧表層工

② 自然転圧期間は1ヶ月とする。

③ 空気弁室等撤去及び処分工

イ 土工掘削後、以下を撤去する。

なお、空気弁室内部は緊急修繕の際、舗装切削廃材等で埋戻ししているので掘削後適正に処分すること。

・ $\phi 700 \times 200$ H	空気弁用土留 丸形 (レジコン製)	1 基
・ $\phi 700 \times 300$ H	空気弁用土留 丸型 (レジコン製)	1 基
・ $\phi 700 \times 40$ H	床板	1 基
・ $\phi 1200 \times 150$ H	碎石基礎	1 式
・ $\phi 75$	空気弁付き消火栓	1 基
・ $\phi 75 \times 200$ H	補修弁	1 基
・ $\phi 75 \times 400$ L 7. 5K	両フランジ短管	2 本

④ フランジ蓋取付け工

送水本管の既設フランジ付T字管とフランジ蓋をガスケットとボルトナットで接合し、支給するポリエチレンスリーブで被覆する。

⑤ 埋戻し工（発生土再利用、不足分は山砂を使用すること。）

(3) 本復旧工

① 本復旧影響範囲の舗装版切削工

基層工・中間層工・表層工において段切り施工を行う。

② 本復旧工

基層工・中間層工・表層工において段切り施工を行う。

③ A s 塊廃材処理

④ 区画線工

5 配管技能者

本工事の配管作業に従事する技能者は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会に登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有したものとする。

## 第4章 安全対策

### 1 安全・訓練等の実施

受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

### 2 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

### 3 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 建設副産物特記仕様書

### 1 共通事項

(1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず作成する。

(2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

(3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

## 施工条件の明示

明示項目	明示事項
工程関係	<p>1 本工事の工期は契約の翌日から令和8年3月18日限りとする。</p> <p>2 仮復旧後の自然転圧期間は1ヶ月設けるものとする。</p> <p>3 施工（仮復旧工及び本復旧工）は、全て夜間作業とする。</p>
公害対策関係	<p>1 本工事で使用する建設機械は、低騒音型、低振動型建設機械指定要領及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。</p> <p>2 資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。</p>
安全対策関係	<p>1 本工事は夜間工事であり、片側交互通行で施工する。</p> <p>2 労働安全衛生法を遵守すること。</p> <p>3 工事対象設備の構造及び危険性を熟知し、作業の際には人身の安全確保を重視し施工すること。</p> <p>4 交通規制を行う場合は、交通誘導警備員及び保安施設を適切に配置し、歩行者及び車両通行等に支障を及ぼさないよう十分注意し施工するものとする。</p> <p>また、交通誘導警備員には警備員教育を行い、その記録を監督職員に提出すること。</p>
建設副産物関係	1 本特記仕様書に従い、適正に処理すること。
その他	<p>1 過積載による違法運行の防止対策について、施工計画書に記載すること。</p> <p>2 本工事は上水道施設での工事であるため、作業員の衛生管理には十分注意しなければならない。</p> <p>3 作業に際して、所轄の警察署で道路使用許可を受けること。</p>